

## 第一回建築法体系勉強会議事概要

日時 平成 23 年 2 月 2 日（水）18:00～20:10  
場所 国土交通省 11 階特別会議室  
出席者 井出委員、金井委員、神田委員、久保座長、櫻井委員、辻本委員、土居委員、深尾委員、古阪委員  
事務局：住宅局長、住宅局担当審議官他

## 議事概要

住宅局長挨拶、委員及び事務局紹介に引き続き、事務局より資料説明。

検討事項及び進め方等に関する自由な意見交換の中での主な発言（事務局発言を含む）は以下の通り。

## ○建築基本法と現行関係法体系のあり方関連

- 建築基本法に基づき法体系を見直すためにはどうすべきかを検討すべき
- 基本法として理念だけ制定しても意味がなく、基準法のスリム化に向け、各規制を必要性の観点からチェックし、規制対象からはずす場合の功罪を含め検証すべき。
- 基本法は関連制度の見直し方向に関する指針性を持つことに意味がある。どういう規制をすべきかしっかり議論した上で、方向性の議論をすべき。

## ○建築物及び建築物の質の概念整理関連

- 建築基準法上あいまいになっている質（性能も）の捉え方を整理すべき。
- モノ、技術、作り方、生産体系などが多様化した建築物の捉え方を整理すべき。
- 建築の利害関係者（ステークホルター）にどのような者がいるか絵を描いて（マッピングして）整理すべき。
- 消費者には被害者と効能を受け取る主体の両方の側面があり、バランス良くとらえるべき。
- ストックの質の確保方策を重視して検討すべき。

## ○関係法制度の全般的あり方の論点整理関連

- 法律でどこまで規定すべきかを議論すべき。
- 基準法をスリム化する視点から考えるべき。
- 建築の生産サイドと消費（利用）サイドとの情報の非対称性をどのように解消するかという視点が重要。
- 金融等他の行政分野と比較しつつ検討することが有効。

## ○実態調査及び建築規制のあり方の検討方針関連

- 実態調査は回答側の過重な負担とならないよう、既存調査との重複排除等工夫して実施すべき。
- 今後の対応方向を整理するために実態調査により現状の課題を整理することが必要。
- 何を真に規制すべきか検討し、規制項目、規制対象、規制方法（どのタイミングでどこまでどのように規制すべきか）の見直し方向を整理すべき。
- 規制側の体制・能力の実態を踏まえ、資格制度と併せて規制の実効性を確保する仕組みを検討することが必要。
- 同じ基準法の中で集団規定の行き過ぎた緩和と単体規定の行き過ぎた強化がなされている。

最後に座長より、事務局に①建物類型毎に関与主体・利害関係者がわかる関係図等を整理すること及び②本勉強会で検討すべき課題を整理することを依頼。また、委員に①本勉強会のあり方及び②本勉強会において検討すべき事項に関し次回、意見表明をしていただくよう依頼。